木津川市　子供の移動経路/通学路等の
交通安全プログラム

～子供の移動経路/通学路等の安全確保に関する取組の方針～

令和２年１０月改訂

（平成 26 年５月策定）

木津川市　子供の移動経路/通学路等の安全推進会議

１. プログラムの目的

平成２４年、登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路について関係機関と連携して合同会議を開催し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

通学路に加えて、令和元年度には、交差点の歩道で園外活動中の保育園児と保育士が死傷する事故が発生し、未就学児童等が日常的に移動する経路等に関して、関係機関が連携して緊急合同点検を実施し、各主体が必要な対策を実施してきたところです。

二つの取り組みに基づき、交通安全対策の効果を高め、効率よく実行していくため「木津川市通学路交通安全プログラム」を踏襲しつつ、上述の未就学児の移動経路に係る緊急合同点検で必要となった対策を加えた「木津川市　子供の移動経路/通学路等の交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、地域の子供の移動経路の安全確保を図っていきます。

２．子供の移動経路/通学路等の安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「子供の移動経路/通学路等の安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

- 木津川市教育委員会
- 木津川市幼稚園・保育園等代表
- 京都府山城南土木事務所
- 木津川市総務部危機管理課
- 木津川市建設部まちづくり事業推進室
- 木津川市立小中学校代表
- 京都国道事務所管理第二課
- 京都府木津警察署交通課
- 木津川市建設部建設課
- 木津川市建設部管理課

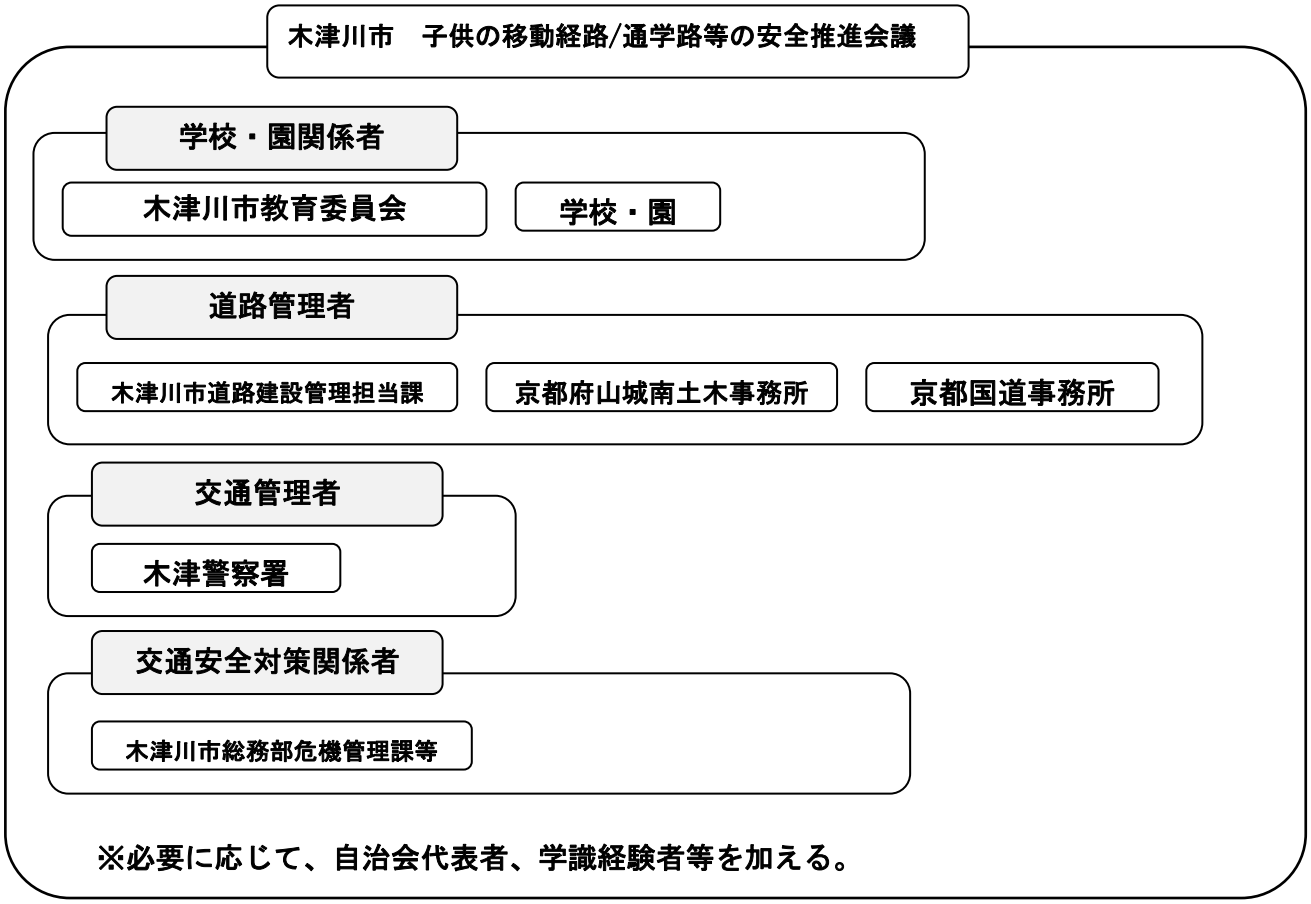

３．取組方針

（１）基本的な考え方

小学校では、児童の安全な通学のために保護者、学校安全ボランティア等と連携し、定期的に通学路の安全点検を実施しています。

継続的に子供の移動経路や通学路の安全を確保するため、教育委員会は各小学校・園で実施された安全点検の結果を把握し、その結果に基づいた合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をＰＤＣＡサイクルとして繰り返し実施し、子供の移動経路・通学路の安全性の向上を図っていきます。

［子供の移動経路・通学路安全確保のためのＰＤＣＡサイクル］

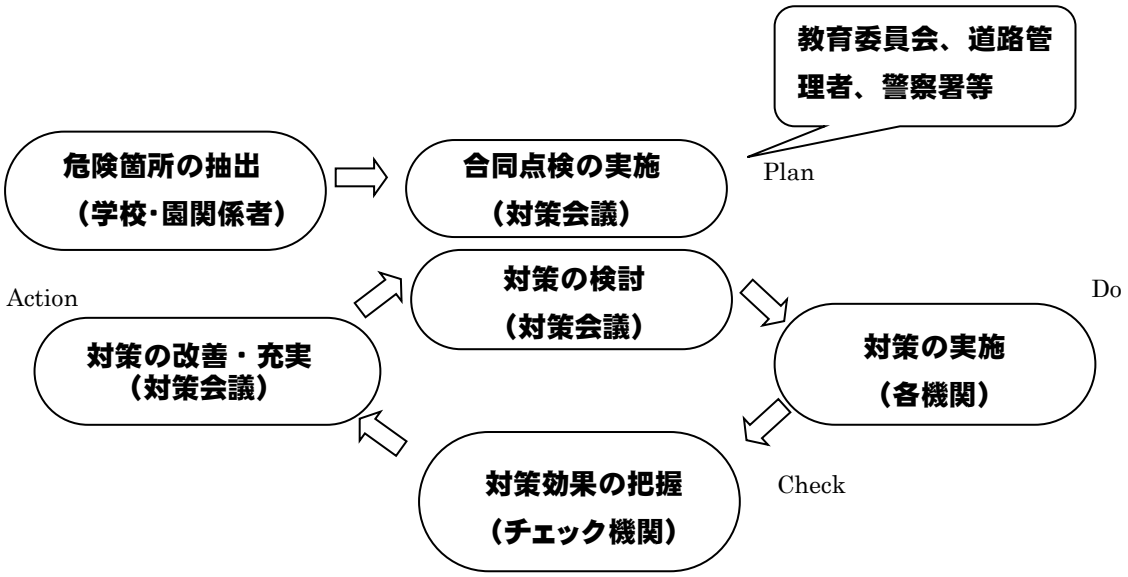

（２）定期的な合同点検

〇合同点検の実施時期等

・小学校の通学路や未就学児の移動経路等を１年に１回合同点検を実施します。

・その他、通学路や未就学児の移動経路等の道路環境に変化があった場合に合同点検を実施します。

〇合同点検の体制

・対策会議のメンバー（教育委員会、道路管理者、警察等）が参加する合同点検を行います。

〇合同点検の内容

・効率的・効果的に合同点検を行うため、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

（３）対策の検討

・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策や交通規制や学校安全ボランティア（見守り隊等）による保護誘導活動等のソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

・整備期間が中・長期に及ぶハード対策を実施する箇所については、保護誘導活動の徹底や取締りの強化等、ソフト対策で安全の確保を行います。

（４）対策の実施

・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

（５）対策効果の把握（会議の開催）

〇合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また未就学児・児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

・学校・園関係者及び地域住民等に対する意見聴取の実施

・歩道未設置場所における歩車分離状況の確認

・交通事故発生件数の統計

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

（６）対策の改善・充実

・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

４．対策箇所一覧表の公表

・合同点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所一覧表」を作成し、公表します。公表の更新は、対策の進捗状況に応じて行います。

【別添資料】

別添　対策箇所一覧表
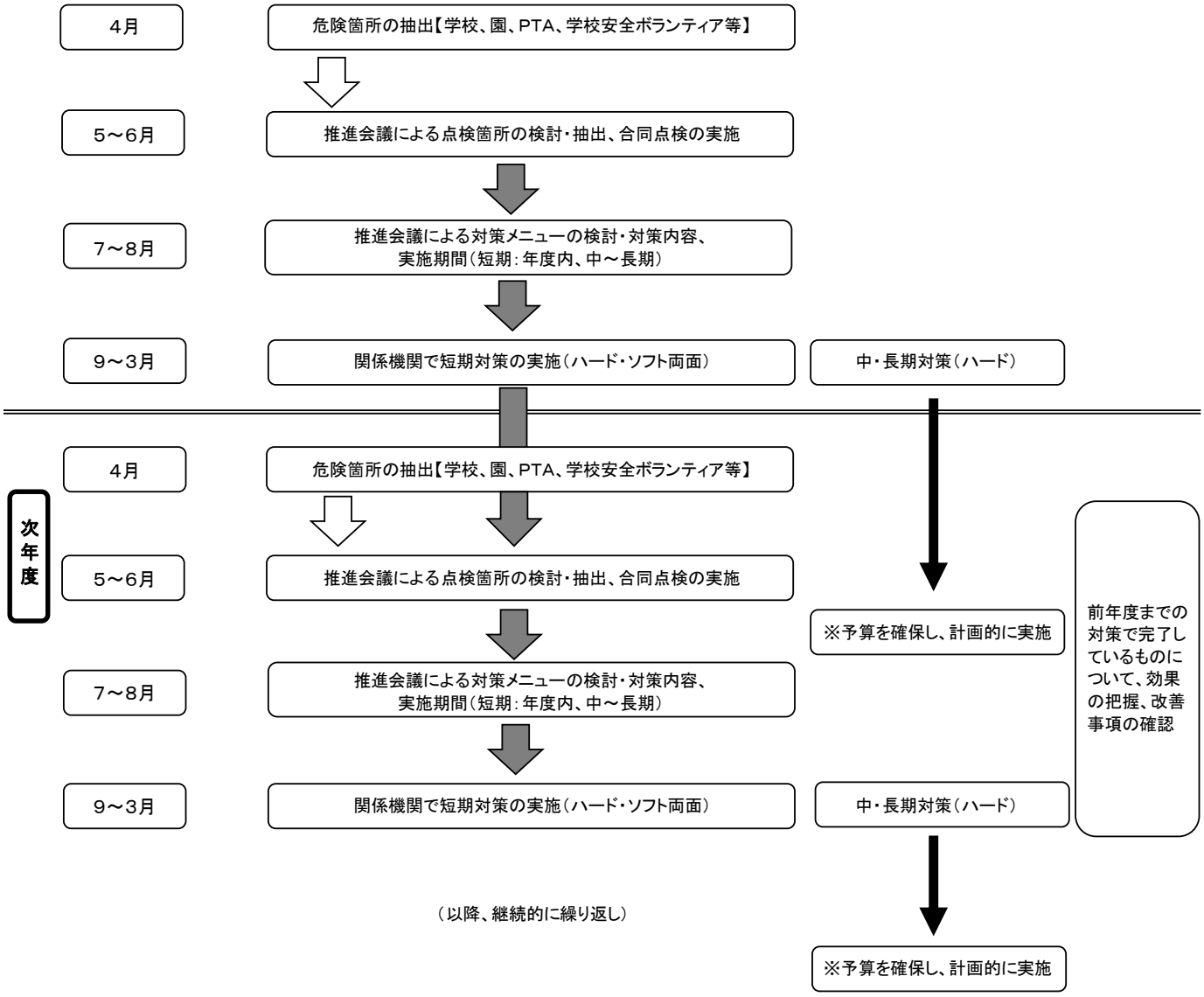
５．取組の流れ